

1. 全体構想と小委員会との関わりについて

1-1. 再生普及小委員会の目的

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等について協議する。

(1) 検討概要

検討事項	進め方
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湿原保全についての環境教育 ■ 自然体験の場の構築 ■ 地域住民が参加できる仕組みづくり ■ 環境教育を実践、支援するためのネットワークづくり ■ 利用者への環境情報の提供 ■ 地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり ■ 「市民参加・環境教育等の推進に関する10の提言」を踏まえた行動計画づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人々の湿原への関心を喚起する ・ 湿原と人との関わりの歴史と今を知る ・ 自然再生の仕組みや動きを広める ・ 自然再生について情報公開と合意形成を進める ・ 自然再生に地域・市民の参加を促す ・ 自然再生への幅広い支援・協力を求める ・ 湿原と継続的に関わる学びの機会をつくる ・ 新しい国立公園利用を創り出す ・ 湿原を訪れる人へのサービスを改善する ・ 人・施設・地域のネットワークをつくる
湿原景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優れた景観の周知と保全意識の高揚 ■ 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制 ■ 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元
自然再生への市民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 釧路湿原川レンジャー、釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーなどによる調査と管理の市民参加 ■ 自然再生や河川清掃等のボランティア活動に市民が参加できる仕組みづくり ■ 湿原の調査と管理に関する情報の共有化
保全と利用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用が自然環境に与える影響検討・把握 ■ 利用実態や地域の要望の把握・吟味 ■ 保護と利用の観点からの必要な施設整備 ■ 基本的ルール、マナーの議論 ■ 利用のルールの施行、検証 ■ 利用者への情報提供

(2) ワーキンググループ

- 釧路湿原環境教育ワーキンググループ
- 釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップ作成ワーキンググループ
- 釧路川カヌー利用ガイドライン策定ワーキンググループ
- 釧路川におけるトイレのあり方検討会

1-2. 釧路湿原自然再生全体構想の骨子

1-2-1. 背景、経緯

(釧路での動向)

- 釧路湿原保全に関する過去の取組み
- 釧路湿原の近年の急激な環境変化

(日本での動向)

- 河川法改正
 - ・ 釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会
- 新・生物多様性国家戦略
 - ・ 環境省釧路湿原自然再生事業に関する実務会合
- 自然再生推進法

(世界での動向)

- 環境関連の会議等
 - ・ 地球環境サミット（1992年リオデジャネイロ、2002年ヨハネスブルク）
 - ・ 生物多様性条約
 - ・ ラムサール条約第8回締約国会議（2002年）
決議16「湿地復元の原則とガイドライン」

1-2-2. 釧路湿原自然再生の意義・目的、基本的な考え方

- 我が国最大の湿原（国立公園）
- 我が国初のラムサール登録湿地
- 釧路湿原が有する様々な機能
 - ・ 水源涵養、水質浄化、洪水調節、野生生物の生息・生育環境、湿原景観 etc.
- 今ある良好な自然の保全と傷ついた自然の再生
- 自然の再生とは、何かを造るのが目的ではなく、自然に対する悪影響を取り除くことによって、自然が自らの力で回復していくことを手助けするもの。
- 釧路湿原を次世代へ継承
 - ・ 次世代のための国土保全・環境保全
- 保全と再生の取組みを世界へ発信
 - ・ 日本の事例として世界へ発信することにより地球環境の保全に寄与

1-2-3. 対象区域

- 釧路湿原が直面する課題～湿原の環境変化
 - ・ 流域開発、森林伐採、河川の直線化、家畜頭数の増加 etc.
 - ・ 開発等による湿原面積自体の減少
 - ・ 開発等による流入負荷量の増大（土砂、栄養塩）
 - 流域全体の視点
 - ・ 保全・再生の対象は釧路湿原
 - ・ 釧路湿原を保全・再生するためには、流入負荷量対策や再生普及啓発など、流域全体での取組みが必要
- 全体構想の対象区域は釧路湿原及びその流域

1-2-4. 目標

- 長期的目標
 - ・ 釧路湿原の環境が急激に変化する 1980 年以前の湿原状態に戻す
- 当面の目標（今後 20～30 年で取組むべき目標）
 - ・ 2000 年状態の湿原を維持
 - ・ 流域及び河川からの負荷を少なくとも概ね 20 年前の水準に戻す
 - ・ これ以上の湿原の減少・劣化を防ぐとともに人為により消失した湿原を再生させることにより現状の湿原の面積・状態を総量として維持

1-2-5. 目標達成のための施策

（流入負荷量対策、湿原総量維持のための施策）

- 流域からの影響を強く受けるバッファでの対策
- 流入負荷などの発生源への対策

（ソフト的施策）

- 環境教育の推進
- 保全と利用の普及啓発

目標達成のための施策	自然再生事業メニュー
水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止 ● 湿原流入部の土砂調整地 ● 土砂調整地 ● 河道の安定化対策
森林の再生などによる保水、土砂流入防止、生態系の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 裸地、荒廃地等への植林
湿原の再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原の再生
湿原植生の制御	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原植生の制御
蛇行する河川への復元	<ul style="list-style-type: none"> ● 蛇行する河川への復元
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水環境の保全 ● 地下水の保全 ● 湖沼水環境の調査
野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生生物の生息・生育環境の保全
湿原景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 優れた景観の周知と保全意識の高揚 ● 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制 ● 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元
保全と利用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用が自然環境に与える影響検討・把握 ● 利用実態や地域の要望の把握・吟味 ● 保護と利用の観点からの必要な施設整備 ● 基本的ルール、マナーの議論 ● 利用のルールの施行、検証 ● 利用者への情報提供
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原保全についての環境教育 ● 自然体験の場の構築 ● 地域住民が参加できる仕組みづくり ● 環境教育を実践、支援するためのネットワークづくり ● 利用者への環境情報の提供 ● 地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり

1-2-6. 実施する上でのポイント

[調査・事業の進め方]

- 目標の設定
 - ・事業対象地の状況に応じて、実施計画ごとに具体的な目標を設定する。
- 科学的調査・計画
 - ・対象となる自然に影響を与えている要素が何かを科学的に調査し、その結果に基づき影響を取り除くための計画を立案する。
- モニタリング・評価、順応的管理
 - ・一度に大規模に行わず、小規模な実験的な事業から着手し、自然再生のプロセスが当初の仮説どおりか否かをモニタリングする。仮に仮説と異なる結果が出た場合には、手法を柔軟に見直す「順応的管理」を行う。

[事業推進の仕組み]

- 関係省庁・NPO等との連携、市民参加
 - ・上記のプロセスの各段階で、関係省庁、地元自治体、NPO、専門家など各方面の人々との連携・協力を行う。
- 情報の公開と共有
 - ・調査、事業の合意形成の前提として、基本的にすべての情報をホームページ等を使って公開し、住民、地元関係団体、専門家をはじめとする関係者が情報を共有できるようにする。

1-2-7. その他自然再生の推進に必要な事項

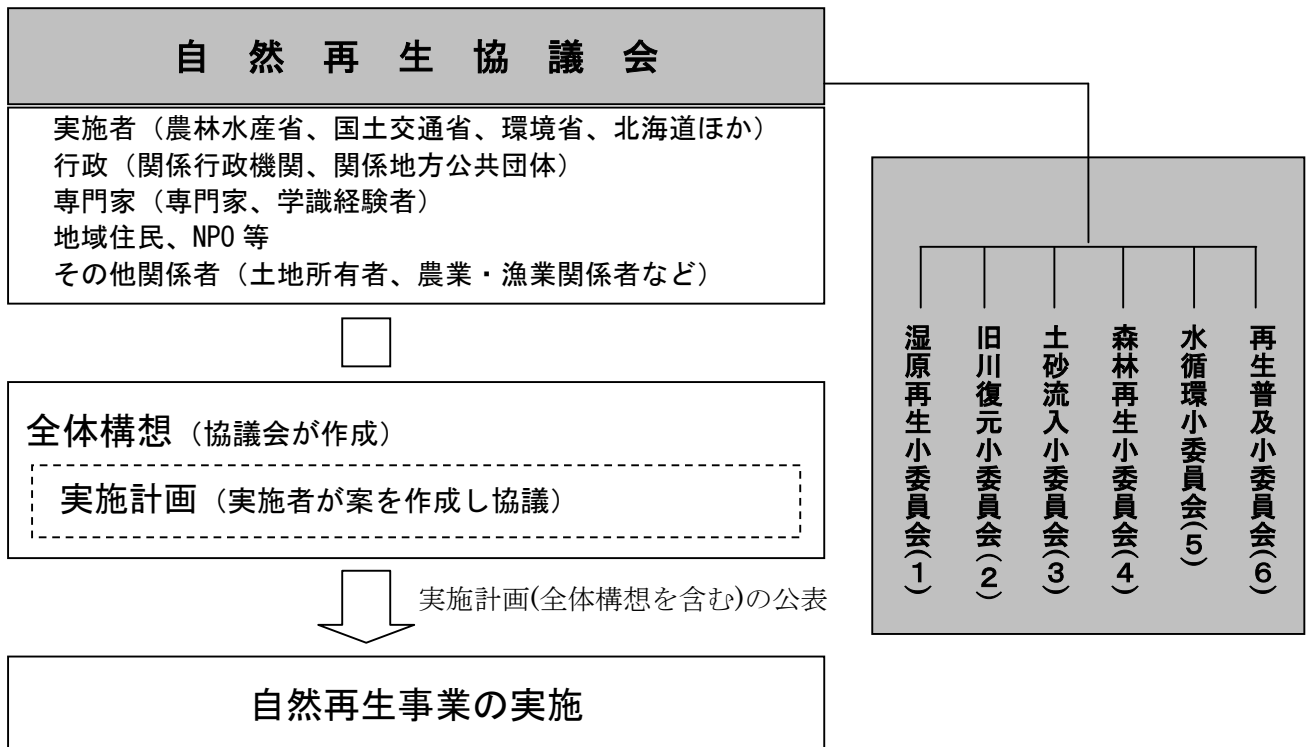
[自然再生と地域・生活とのかかわり]

- 生活・なりわいの維持向上
 - ・農業をはじめとする各種産業や生活への影響を最小としつつ、安全な飲み水の確保や景観の維持・向上につなげていく。また湿原に負荷をかけない環境と調和した農林水産業やライフスタイルへの転換を促進する。
- 地域の魅力・活力の向上、地域連携・地域振興の推進
 - ・再生事業の実施を通じて、湿原と共生する新たな地域のイメージづくりとその発信に努め、地域振興につなげていく。

1-2-8. 釧路湿原自然再生協議会に参加する者の役割分担

【協議会の組織構成】

＜自然再生協議会の枠組み＞



1-3. 過去の検討経緯と今後

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会 (H11.9～)

釧路湿原の河川環境保全に関する提言 (H13.3) (抜粋)

9. 湿原の調査と管理に関する市民参加

◇湿原の調査と管理に関して市民参加を図ることにより、湿原や流域に関する認識を高める。

10. 保全と利用の共通認識

◇湿原のゾーニングを行い、時期に応じた保全と利用のルール、マナーの共通認識を持つ。

11. 環境教育の推進

◇全世代を対象として、湿原を環境教育の場として活用する。

12. 地域連携・地域振興の推進

◇湿原を軸とした地域交流・連携を進める。そのため情報の共有と相互理解のための場とシステムを整備する。

【湿原利用小委員会】(H12.6～)

●釧路湿原環境教育ワーキンググループ

- ・環境教育資料の作成
- ・地域リーダーの育成

●釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップ作成ワーキンググループ

- ・ガイドマップの作成

●釧路川カヌー利用ガイドライン策定ワーキンググループ

- ・ガイドラインの策定

○釧路川におけるトイレのあり方検討会

釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会 (H14.9～)

市民参加・環境教育の推進に関する10の提言 (H15.6)

1. 人々の湿原への関心を喚起する
2. 湿原と人との関わりの歴史と今を知る
3. 自然再生の仕組みや動きを広める
4. 自然再生についての情報公開と合意形成を進める
5. 自然再生に地域・市民の参加を促す
6. 自然再生への幅広い支援・協力を求める
7. 湿原と継続的に関わる学びの機会をつくる
8. 国立公園の新しい利用形態を創り出す
9. 湿原を訪れる人へのサービスを改善する
10. 人・施設・地域のネットワークをつくる

釧路湿原自然再生協議会

【再生普及小委員会】(H16.2～)

目的：釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項について協議する。

「湿原利用小委員会」の開催経緯

湿原利用小委員会

(目的)

- ・利用と湿原保全・管理のあり方について意見交換を行う。
- ・地域住民、利用者、関係機関の連携、協調、協力関係の構築。

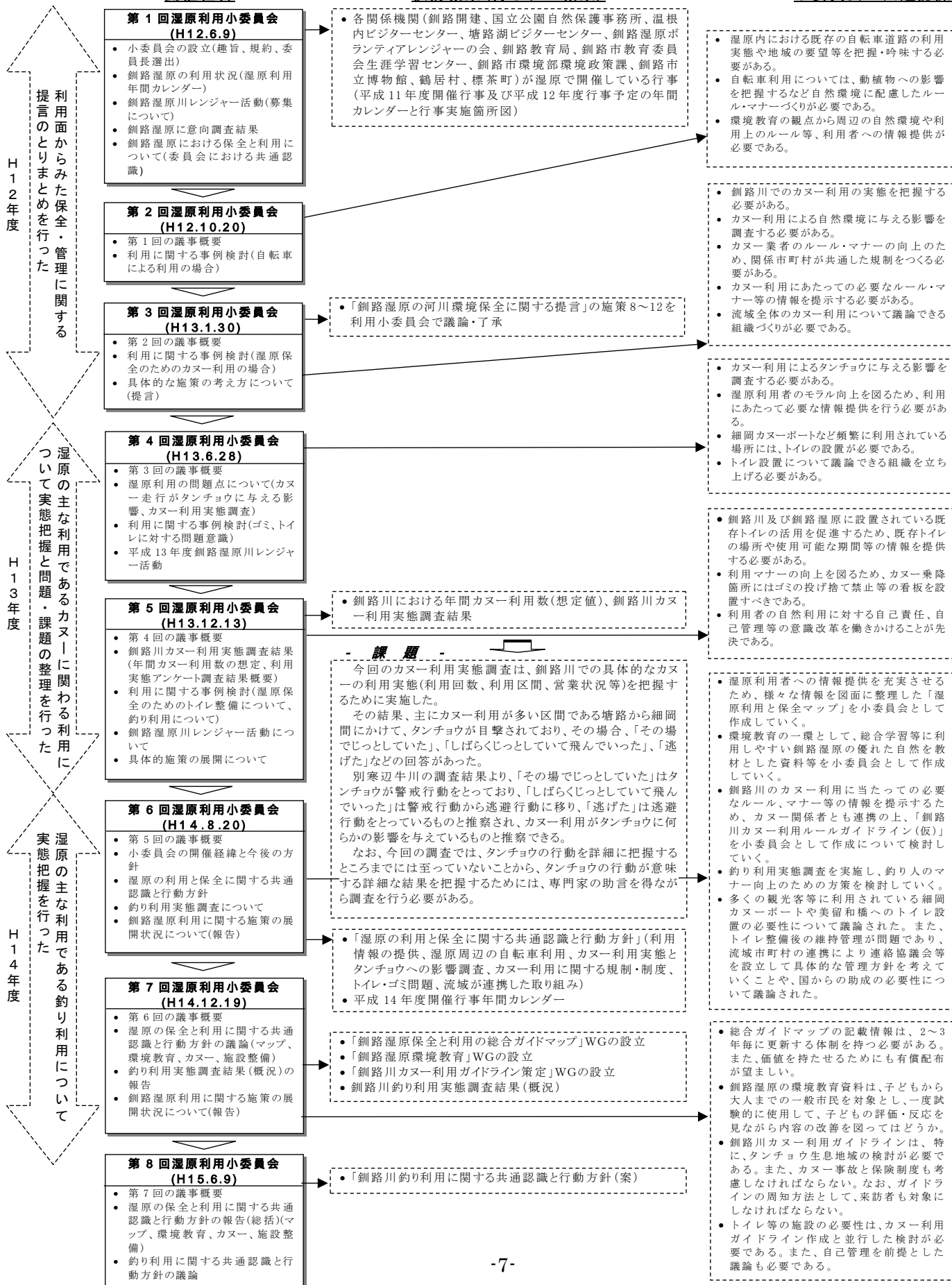
(設立趣旨)

- ・利用面からみた釧路湿原の河川環境保全・管理に関する提言を行う。

開催経緯

検討結果(得られた結果)

小委員会の共通認識



湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針

(ワーキンググループの設立)

(1) 利用情報の提供について

[共通認識]

- 環境教育の観点から周辺の自然環境や利用上のルール等、利用者への情報提供が必要である。(第1回)

マップ作成ワーキンググループ

[今後の方向]

- 利用情報(湿原内の動植物分布状況、各種利用場所・利用ルート、景観ポイント、川レンジャー等の活動状況、環境学習利用場所・内容、イベント開催状況、利便施設位置・期間、法令指定状況、カヌー禁止区間・公園内の行為などの利用規則・規制等)を1枚の図面に整理した「湿原利用と保全マップ」を小委員会で作成する。
- 優れた自然を学習する資料の作成。
- 利用施設の整備(散策路、アクセス路等)の必要性について小委員会で検討する。

環境教育資料作成ワーキンググループ

(2) カヌー利用実態とタンチョウへの影響調査について

[共通認識]

- カヌー利用によるタンチョウに与える影響を調査する必要がある。(第4回)
- 湿原利用者のモラル向上を図るため、利用にあたって必要な情報提供を行う必要がある。(第4回)

[今後の方向]

- カヌー利用がタンチョウに与える影響調査について、専門家等も含めて総合的な判断を行う。
- 湿原利用とタンチョウの保全を考慮し、タンチョウの生息環境に関する情報提供を行う。

(3) カヌー利用に関する規則・制度について

[共通認識]

- 釧路川でのカヌー利用の実態を把握する必要がある。(第3回)
- カヌー利用による自然環境に与える影響を調査する必要がある。(第3回)
- カヌー業者のルール・マナーの向上のため、関係市町村が共通した規制をつくる必要がある。(第3回)
- カヌー利用にあたっての必要なルール・マナー等の情報を提示する必要がある。(第3回)

[今後の方向]

- 「釧路川カヌー利用ルールガイドライン」を小委員会・カヌー利用者等で作成する。

カヌーガイドライン策定ワーキンググループ

(4) トイレ、ゴミ問題について

[共通認識]

- 細岡カヌーポートなど頻繁に利用されている場所には、トイレの設置が必要である。(第4回)
- 釧路川及び釧路湿原に設置されている既存トイレの活用を促進するため、既存トイレの場所や使用可能な期間等の情報を提供する必要がある。(第5回)
- 利用マナーの向上を図るため、カヌー乗降箇所にはゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置すべきである。(第5回)
- 利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。(第5回)

[今後の方向]

- トイレ設置等については、小委員会の方針を定める。
- 小委員会で議論するため、トイレ及びゴミ問題の現状を具体的に整理する。(トイレ利用状況・清掃活動状況の調査や現地確認を行う。)
- 既存のトイレ設置箇所等の情報を利用者に提供する。

(5) 流域が連携した取り組みについて

[共通認識]

- 流域全体のカヌー利用について議論できる組織づくりが必要である。(第3回)
- トイレ設置について議論できる組織を立ち上げる必要がある。(第4回)

[今後の方向]

- 「釧路湿原タスクフォース」の中で、カヌーやトイレについての議論を行う。

再生普及小委員会の開催予定(案)

